

令和6年度 第22回政策会議・調整会議

<検討>

1	子育て世帯訪問支援事業について（子ども支援課）			
	<概要> 令和7年度から、「子育て世帯訪問支援事業」を実施する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①サポートプラン未作成の場合でも利用可能か。
→利用できる。
- ②年齢制限は0歳～18歳か。
→国の記載は「心身ともに未発達なもの」。年齢の定めはないが、想定は18歳までとしている。
- ③民間事業所はあるか。
→定款における第2種福祉事業者であれば可能。想定は1か所。
- ④利用勧奨から措置へに移る場合はあるのか。
→子どもに大きな影響がでる場合は措置に移る。

【調整会議での主な意見】

- ①想定している対象世帯数は。
→3世帯程度を想定している。
- ②支援を拒否された場合は措置対応となるのか。また、根拠法令は。
→児童福祉法を根拠に勧奨を行い、改善が図られない場合は措置となる。
- ③利用料の徴収について、法律で定めがあるのか。
→自治体の裁量となる。
- ④委託先の想定はあるのか。
→市内事業所を想定しており、将来的には他への展開の可能性を探っていく。

2	休日保育担当保育士の報酬について（子ども支援課）			
	<概要> （1）第2種会計年度任用職員の給与表の職種に『保育士（休日保育）』を位置付け、1級27号給と定める。（現在は1級21号給） （2）民間企業では日祝祭日及び夜間勤務等では時給100円程度増が主流であることをうけ、会2のクラス担任の金額を越さない最大値である1級27号給の設定とする。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①時給増加により、既存の職員へは、通常の昇給に加えた増額となるのか。
→お見込みのとおり。
休日勤務にかかる保育士の処遇を見直すものであり、保育士不足を理由として増額するものではない。

【調整会議での主な意見】

- ①施行日を定めた方が募集等も進めやすいのではないか。
→令和6年度中に募集が開始できるよう、できるだけ早く規則を改正することとしており、特に施行日は定めていない。

3	公立保育園・幼稚園の将来的なあり方について（子ども支援課）			
	<概要> 計画的な統廃合、こども園化などをすすめ、施設・人財リソースの最適化を図る。 【R6：12園⇒R15：7園】			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①市内全体のバランスを見て配置を検討しているか。
→川南、川北、中央それぞれに2園は直営園を維持することを基本方針として検討している。
- ②（新）双葉保育園の建設地を決定した上で統合の流れを検討する方が効率的ではないか。
→建設場所については、慎重に検討しているところである。
- ③幼保・学校との関係性を考慮しつつ、財政面の調整も必要である。
- ④公共施設の管理としては調整してあるか。
→個別に調整中である。

【調整会議での主な意見】—

4	池田保育園に係る公私連携保育法人への備品購入費補助について（子ども支援課）			
	＜概要＞ 池田保育園の公私連携保育法人化にあたり、無償貸与した一定額以上の大型備品で老朽化により買い替えが必要となったものについて、市から購入費用を補助することについて検討する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①制度設計上、最低価格を設定する必要があるのではないかな。
→公私連携保育法人化の対象拡大を意図し、備品購入費は20万円以上を補助対象とした経緯あり。
- ②協定締結による流れがよいのでは。
- ③個別事案として協定を締結し、補助制度を創設する仕組みが良いのではないかな。補助制度を精査すること。

【調整会議での主な意見】

- ①市民病院の医療機器は、購入費用の1/2補助で市に100%の所有権権がある。今回、同じ補助率で法人に所有権を100%認めると、整合性がとれないのではないかな。
→公私連携法人化に伴う個々の協議事項のため、整合性を求める必要はないと考える。
- ②補助制度としてではなく、市が1/2費用負担することを契約（協定）で定めるのが適当ではないかな。

5	多治見市再犯防止推進計画の改訂について（くらし人権課）			
	＜概要＞ 計画期間の中間年にあたり、国・県の計画見直しや社会情勢の変化を踏まえ、「多治見市再犯防止推進計画（計画期間：令和3年度～令和10年度）」を改訂する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①計画の概要が見えづらく、検証が難しい。検証等はどのように行うか。
→市がすでに実施しているサービスを活用するもので、罪を犯した人であっても、一般の方と分け隔てなく既存のサービスの対象になるということを庁内で共通理解していただくことが目的である。

【調整会議での主な意見】

- ①保護観察対象者以外の出所者は対象とならないのか。
→対象となる。
- ②計画内に保護司の安全確保策について明記されているのか。
→明記していない。国の指針において示されている。

6	第3期多治見市生涯スポーツ推進プラン（案）について（文化スポーツ課）			
	＜概要＞ 多治見市におけるスポーツを取り巻く現状や課題に対応し、より効果的にスポーツ施策を推進していくため、「第3期多治見市生涯スポーツ推進プラン（計画期間：令和7年度～16年度）」を策定する。			

	政策会議	決定	調整会議	了承
--	------	----	------	----

【政策会議での主な意見】

- ①主な取組みには、文化スポーツ課以外での取組みはないか。
→スポーツイベントを通じた多治見市のPRには、産業観光課も含め連携していきたい。
- ②「ジュニアスポーツクラブ」という表記は、「ジュニアクラブ・地域クラブ」とした方が良い。
- ③施策の体系（案）の中で同じ内容のものがあるので、整理したほうが良い。
→担当課と協議して事業内容を再度整理する。

【調整会議での主な意見】—

7	多治見市屋外広告物条例の一部を改正するについて（都市政策課）			
	<概要> 屋外広告物の安全性の強化を図るため、多治見市屋外広告物条例を一部改正し、関連する多治見市屋外広告物施行規則を一部改正する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①改正予定の県内7市はどのような団体か。その他はすべて県条例に基づくか。
→景観行政団体のうち希望した自治体。その他は県条例に基づく。
- ②市内資格所有者はどれほどか。
→数は把握していない。点検の報告資料は添付する。
- ③罰則の内容はどのようなか。
→除却しない場合は50万円以下の罰金とすることを検討。
- ④市条例がある場合の県条例との関係はどのようなか。
→市条例が適用される。県条例にもそのように記載がある。
- ⑤既設の広告物についても改正の対象となるか。
→施行期日により判断することとなる。

【調整会議での主な意見】

- ①公共サインも対象となるのか。
→他の法令で点検が義務付けられているものは対象外。許可された屋外広告は、点検が必須となるが報告書の提出は求めない。
- ②公示方法のデジタル化とはどのように行うのか。
→ホームページでの公示を想定している。

8	再振り通知の廃止について（財政課）			
	<概要> 令和7年度分の歳入金から、歳入金口座振替における再度振替の通知を廃止する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】—

【調整会議での主な意見】—

9	自動販売機に係る貸付料の改定について（財政課）			
	<概要> （1）使用料手数料等見直しに合わせ、自動販売機に係る貸付料を見直す。 （2）売上の低迷等も考慮し、個別に対応を定める。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①自動販売機の売上状況等を把握し、契約方法や貸付料の設定は根拠を持って進めること。

【調整会議での主な意見】—

10	第5次多治見市まち美化計画の策定について（環境課）			
	<概要> 第4次多治見市まち美化計画（R2～R6）の5ヵ年の計画期間満了に伴い、新たに第5次多治見市まち美化計画（R7～R11）を策定する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①重点地区に田代町を選定した理由は。
 →現重点地区の隣接地であり、範囲拡大を意図したもの。
- ②地域パトロールは道路も含むか。まちは綺麗だが、道路が汚い。
 →道路も含む。道路管理者と連携し対応する。

【調整会議での主な意見】

- ①推進施策にある「ポイ捨てされない空き地の管理」及び「景観保全や緑化等の事業との連動」について、具体的な取組みはどのようなか。
 →文書通知等を早急かつ着実に対応することを想定している。
- ②人材育成に関して、新しい施策はあるのか。
 →独自の取組みをしている企業との連携、まち美化推進協議会への勧誘を進めていく。

<報告>

11	予算常任委員会の設置について（議会事務局）			
	<概要> 令和7年6月定例会より、予算審議を新設の予算常任委員会で実施する。令和7年第3回（6月）定例会初日に多治見市議会委員会条例を改正予定。			
	政策会議	了承 ※日程等は再調整とする	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①質疑等執行部の発言の機会がなければ、出席する必要性がないのでは。執行部意見として伝えること。
- ②一般質問2日目に続けて開催することはできないか。
 →討論内容等を分科会長報告としてまとめる時間を確保するため、別日での開催を設定している。

【調整会議での主な意見】—

12	人事院勧告に基づく休暇制度等の見直しについて（人事課）			
	<概要> 本年度の人事院勧告「仕事と生活の両立支援の拡充」に基づき、国家公務員の休暇制度等の一部が見直されることとなったため、本市も同様の措置を行う。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

【調整会議での主な意見】

- ①子の看護休暇の取得日数は、会計年度任用職員の勤務日数により変わるのか。
 →勤務日数に関わらず子一人につき、最大5日の取得が可能。
- ②子の看護休暇の事由にある行事参加の範囲は。
 →入学式、卒業式など学校全体の行事を想定している。詳細は追って通知する。

13	人事課各種申請のペーパーレス化について（人事課）			
	<概要> （1）現在紙で申請を行っている給与関係の届出について、LoGo フォーム等での申請に切り替える。 （2）令和7年2月から試験運用期間を開始し、本稼働に向けた課題整理を行う。試験運用			

	期間中は紙申請・LoGo フォームいずれの申請も可とする。 (3) 令和7年5月頃(予定)から本稼働させ、以降は原則 LoGo フォームによる申請のみとする。		
	政策会議	了承	調整会議 了承

【政策会議での主な意見】—

【調整会議での主な意見】—

<周知>

14	駅北庁舎避難訓練(大規模)の実施について(教育総務課)		
	<概要> 消防法に基づき駅北庁舎の消火避難訓練を実施する。		
	【日時】 3月7日(金) 15:30~ 【場所】 多治見市役所駅北庁舎(避難場所: 駅北庁舎1階正面玄関前屋外広場) 【対象】 駅北庁舎職員		
	政策会議	了承	調整会議 了承

【政策会議での主な意見】—

【調整会議での主な意見】—

15	第27回参議院議員通常選挙の執行について(選挙管理委員会)		
	<概要> 本年7月執行予定の参議院議員通常選挙について、選挙日程を想定し職員の選挙事務への協力をお願いする。		
	政策会議	了承	調整会議 了承

【調整会議での主な意見】—

【政策会議での主な意見】—

【政策会議終了後】

第9回 新庁舎建設本部会議(新庁舎建設事務局)